

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、 専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし ☎ **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
 日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ 検索



消費生活センターってどんなところ?

本人だけでなく家族やヘルパーなど
周りの人からも相談できます

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

気づいてニグナル 防ごうトラブール!!



高齢者が悪質商法被害にあう前にはいくつかの「シグナル」があります。周囲の人々の見守りや高齢者本人がその「シグナル」に気づけば、被害を事前に防ぐことができます。「あれ?おかしいな?」と感じたら、まず身近な人に相談しましょう。

不審な電話・メール・ハガキは、まず、相談!

ニセ電話詐欺相談ダイヤル **029-301-0074**

警察相談専用電話 **#9110** 24時間対応

茨城県警察本部

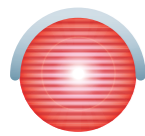
日曜日も
相談できます

茨城県消費生活センター

☎ **029-225-6445** いばらき消費生活ナビ 検索

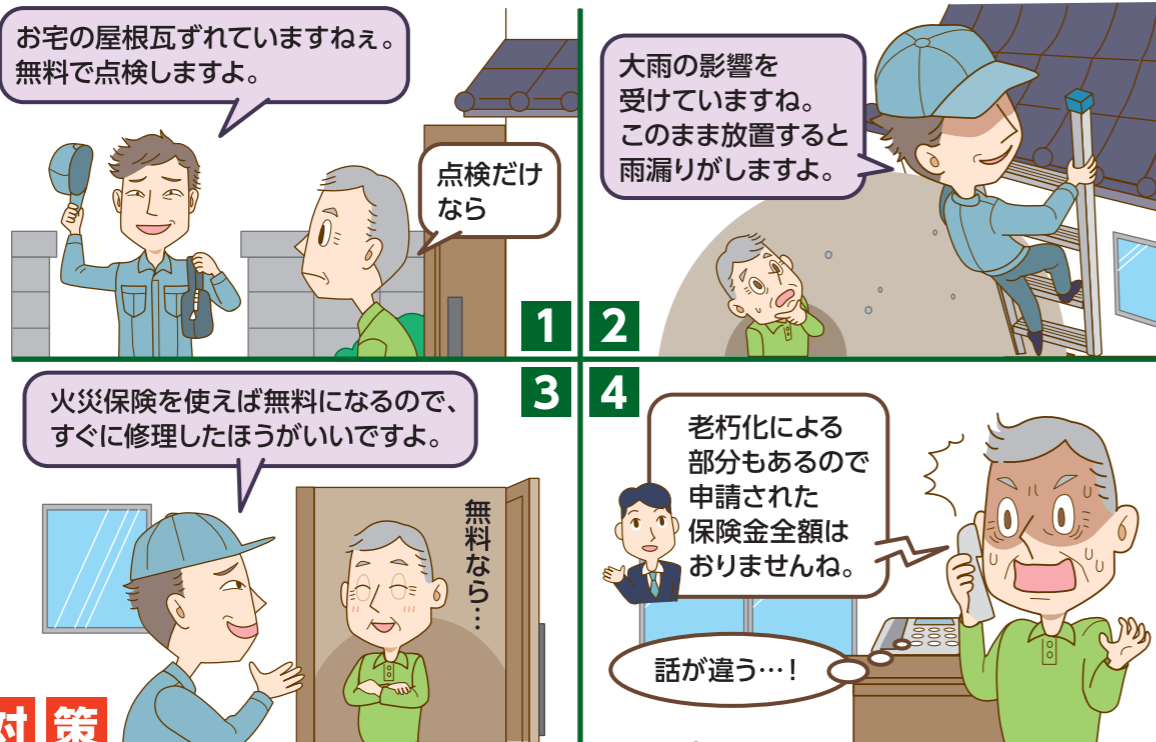
消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** お近くの消費生活相談窓口につながります。相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

悪質商法の手口にシグナル点灯! 「あれっ?おかしいな?」と思ったら、すぐ相談!



「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!

点検商法



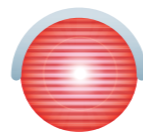
対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

気づきのシグナル

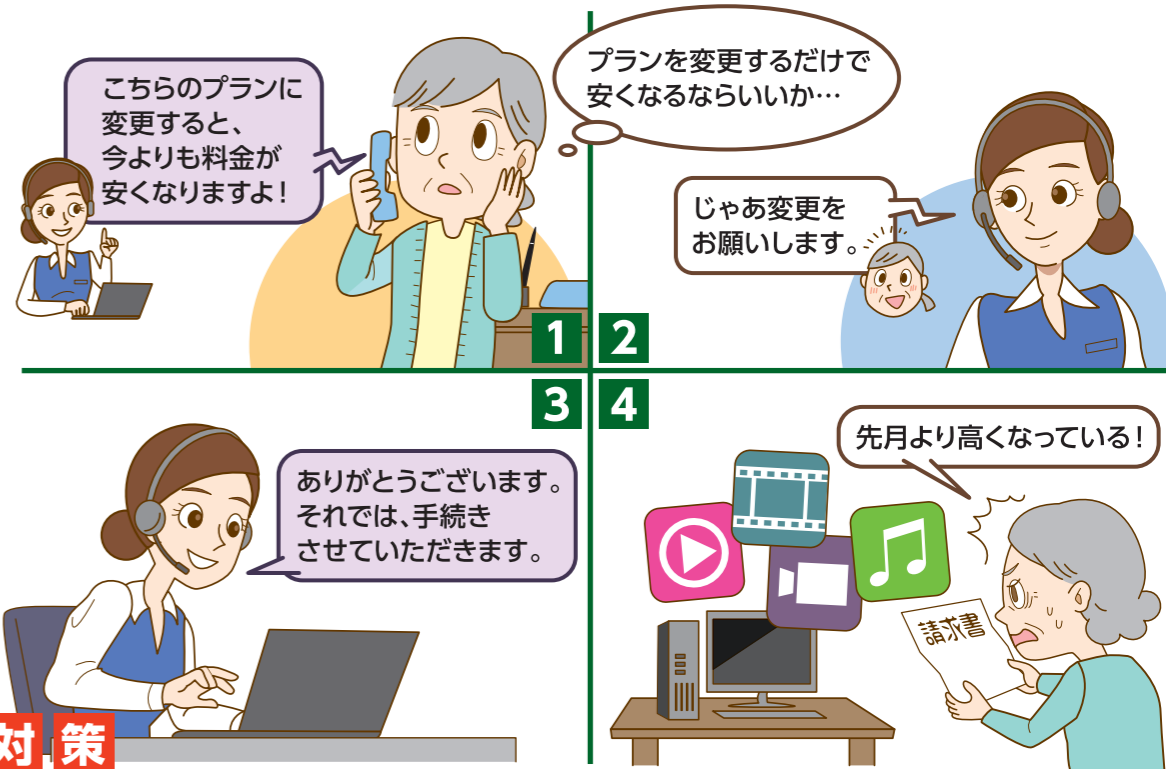
- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

! 外壁・床下などでも無料点検によるトラブルがあります。



「安くなる」はずが、前より高額になった!

インターネット接続の契約トラブル



対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

気づきのシグナル

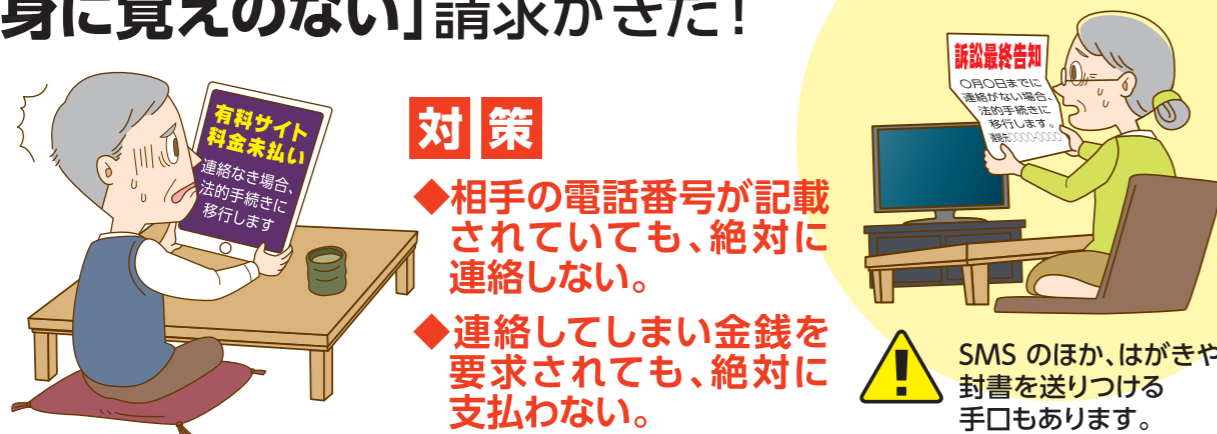
- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。小さな変化を見逃さず、本人に「何か困っていませんか?」と声をかける。

! 通信回線契約には、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。



「身に覚えのない」請求がきた!

架空・不当請求



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

! SMSのほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

気づきのシグナル

- 困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかける、積極的に声をかける。



「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!

通販トラブル



対策

- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。

! 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



「格安修理」のはずが、思わぬ高額請求に!

水回り修理トラブル



対策

- ◆あせって修理を依頼せず、複数の事業者から見積もりを取って検討する。